

預金保険法第80条
に基づく報告書(補遺)

平成14年7月10日

島原信用組合

金融整理管財人

I はじめに

当組合は、平成13年12月21日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月21日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきまして本報告書を提出いたします。

II 旧経営陣に関する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち、理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する民事上及び刑事上の責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後の平成14年初頭、金融整理管財人において、補佐人2名の補佐を受け、前理事長を3回にわたって事情聴取し、更に理事及び職員らにも説明を求め、関係資料を調査・検討するなどして事実関係の把握に努め、法的責任追及のための慎重な調査、検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告致します。

2. 刑事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する刑事責任追及のための調査方針

金融整理管財人は、融資審査内容が不明、不十分とされる貸出金や、不良債権化した大口貸出先などの個別融資案件を分類し、預金保険機構や補佐人との協議を通じ、旧経営陣の金融犯罪該当行為等の有無について明らかにするべく、調査、検討することとした。

(2) 調査結果

上記不良債権化した個別融資案件について公訴時効（刑事訴訟法第250条）が完成しているものもあり、また、時効が完成していない案件についても、具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして、現時点で、告訴や告発するまでの事実等を発見するには至りませんでした。

3. 民事責任追求について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査

まず、当組合が破綻するに至った原因である「債務者の実態等を正確に自己査定に反映していなかったことにより、多額の不良債権を内包したこと」について、違法性が認められるかを調査いたしました。

次に、個別融資案件について、前記大口貸出先の他、全ての融資案件を網羅的に調査・検討しました。

(2) 調査結果

- ① 特に前記大口貸出先の事案において、適切な担保を徴求しておらず、また、事業計画に具体性がなく曖昧で、稟議も極めて杜撰であるなど、明確な回収見込みをもった融資とは言えず、当時の担当役員の独断専行による融資で重大な逸脱行為があったと考えられ、当組合の債務超過・

経営破綻の一つの原因がここにあると思われます。

- ② その他の個別案件についても、貸出先の企業内容の把握が不十分である他、担保評価が甘いことから貸出金の保全が不十分であるなど、貸出審査、管理回収業務に問題点が見受けられます。

(3) 調査結果に基づく検討

当組合の旧経営陣に対する民事責任追及については、金融整理管財人
就任以後、直ちに調査を行いました。現在のところ、以下の理由から
民事賠償責任追求には至っておりません。

① 自己査定等について

自己査定基準の運用においては、債務者個々に対する査定判断に意図
的なものが働いたか否かの判定や、自己査定の甘さが当組合の損害に直
接的に結びついたか否かの判定が困難であり、残念ながら現時点では責
任追求に踏み切るまでの具体的な法令違反が認められるとするには至り
ませんでした。

② 前記大口貸出先の融資案件については

不動産の処分行為等により一部の回収が見込まれるものもあり、又、
他の債権者との権利義務関係が競合し、更に回収見込みがなしとして融
資金が償却されたりしているが、現時点まで担当役員の独断専行による
融資と考えられるにしても、どの程度の損害が発生するのかの問題もあ
り、その損害額が確定できず、提訴等に至っていない。

③ その他の個別融資案件について

当組合の規模が小さく融資案件の数も少ないため、全件について調査

しました。その結果、融資審査体制の不備、管理回収業務の不備、貸付限度違反等の問題が指摘されるものが少なくないものの、既に消滅時効が成立していたり、それ以外のものについても、現在のところ、民事賠償責任と結びつく具体的な法令違反は認められませんでしたので、責任追及には至っておりません。

4. 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記したとおり残念ながら現時点において責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。今後、㈱整理回収機構による調査等によって新たなる事実が判明する可能性もあることから、㈱整理回収機構において引き続き責任追及が行いよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。

以 上